

支障除去措置とは？

駐留軍用地の区域の全部において、跡地利用特措法第8条に定める返還実施計画に基づき

- ① 駐留軍が使用していた建物その他土地に定着する物件
- ② 土壤汚染対策法等に規定する土壤汚染の状況
- ③ 水質汚濁防止法等に規定する水質汚濁の状況
- ④ 不発弾その他の火薬類の有無
- ⑤ 廃棄物の有無

などについて、返還後に国が調査して、土地所有者等が土地を利用する上で支障となるものについて、土地所有者へ引き渡す前に除去するものです。

Q&A

Q1 返還実施計画とは何ですか。

返還実施計画は、日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、その有効かつ適切な利用が図られるようにするために、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を国が当該土地を引き渡す前に講ずるために定めるものです。

Q2 支障除去措置を規定する返還実施計画を定める際に、土地所有者が意見を述べる機会がありますか。

国は、支障除去措置について返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならないこととされており、更に、関係市町村の長は、土地所有者等の意見を聴かなければならないこととされております。

Q3 支障除去措置を行っている間は、土地の利用ができませんが、国は補償してくれるのですか。

国が支障除去措置を講じている間、土地の使用ができないときは、支障除去期間補償金（賃借料相当額）を支払います。